

令和4年第5回太良町議会（臨時会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年11月28日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和4年11月28日	9時29分	議長	坂口久信	
	閉会	令和4年11月28日	10時32分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	3番	松崎近	5番	待永るい子	6番	竹下泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	町民福祉課長	森川陽子		
	副町長	每原哲也	健康増進課長	中溝忠則		
	総務課長	田中照海	環境水道課長	川崎和久		
	財政課長	西村芳幸	建設課長	浦川豊喜		
	企画商工課長	津岡徳康				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年11月28日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第52号～議案第61号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第53号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第56号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第57号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第10 議案第58号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第59号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第60号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第61号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

午前9時29分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和4年第5回太良町議会（臨時会第2回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中に御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和4年第5回太良町議会（臨時会第2回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として3番松崎議員、5番待永議員、6番竹下議員、以上3名を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。

町長提案の議案第52号から議案第61号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和4年第5回太良町議会臨時会第2回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第52号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和4年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、物価高騰対策として実施される電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付及びパレットたらの定期検査報告業務に係るもので、去る10月19日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5,500万円は、現下の物価高騰に対処するため、令和4年度分の住民税非課税世帯及び本年1月以降の家計急変世帯

を対象とし、1世帯当たり一律5万円を給付するもので、対象世帯は1,100世帯を見込んでおります。また、関連経費として当該事業実施に係るシステム改修委託料ほか211万円を計上しております。

財源については、全額6ページの国庫補助金を特定財源として充当しております。

再度、7ページを御覧ください。

住宅管理費の特定建築物定期検査報告業務委託料28万円は、パレットたらの定期検査報告書の作成が義務化されたことに伴い、計上するものであります。

なお、財源については、全額財政調整基金繰入金で調整しております。

今回の補正については、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付等に伴い、早期に実施する必要があったため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ5,739万円を追加し、補正後の予算総額を86億7,154万1,000円といたしております。

次に、議案第53号は、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第54号は、町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第55号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、月例給及び特別給を引き上げるものであります。月例給については、初任給の引上げと30歳代前半までの職員の給料月額を令和4年4月に遡って引き上げるものであります。特別給については、勤勉手当の0.1月分の引上げと再任用職員についても0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第56号は、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県人事委員会勧告に基づき、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、職員に準じ、会計年度任用職員の月例給を令和4年4月に遡って改定する

ものであります。

次に、議案第57号は、令和4年度太良町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ9,659万5,000円を追加し、補正後の予算総額を87億6,813万6,000円とするものであります。

今回の補正は、物価高騰の影響を受けている町民生活を支援することを目的として実施する物価高騰対策生活支援給付金事業に係る経費及び佐賀県人事委員会勧告に伴う人件費の補正に係る経費を予算計上しております。

それでは、歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

企画財政管理費の消耗品費5万円から物価高騰対策生活支援給付金8,350万円までは、コロナ禍におけるエネルギー、食料品価格等、物価高騰の影響を受けている町民生活の支援を目的として実施する物価高騰対策生活支援給付金事業に係る経費を計上しております。

本給付金については、11月1日現在で住民基本台帳に登録されている町民に対し、1人当たり一律1万円を給付するもので、対象者は8,350人を見込んでおります。

財源については、7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,358万6,000円のうち1,700万円を充当し、不足分についてはふるさと応援寄附金基金繰入金及び財政調整基金繰入金で調整しております。

このほか、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、佐賀県人事委員会勧告に伴う太良町議会議員及び町長等の期末手当の支給割合の改定や職員の勤勉手当の支給割合の改定等に係る経費を計上しております。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、議案第58号は、令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

4ページを御覧ください。

一般管理費9万1,000円、特定健康診査等事業費7万2,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う報酬の引上げ及び期末手当の支給割合の変更並びに共済組合負担金等の額の変更によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第59号は、令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてであります。

4ページを御覧ください。

一般管理費2万7,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う月例給の引上げ及び勤勉手当の支給割合の変更によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第60号は、令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

4ページを御覧ください。

総務費の給料から共済費までの18万4,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う月例給の引上げ及び期末勤勉手当の支給割合の変更並びに共済組合負担金の額の変更によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第61号は、令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費1万2,000円及び総係費8万4,000円は、佐賀県人事委員会勧告に伴う勤勉手当の支給割合の変更及び共済組合負担金の額の変更によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

7ページの歳出のところですが、5,500万円の負担金及び補助金ということで、支援給付金を支払うということになってます。それで、町長説明の中でありましたように非課税世帯と家計の急変世帯、1,100世帯を対象としてということで、本年1月以降の家計の急変世帯を対象とするということになってますけれども、家計急変世帯のカウントはどのような方法でされたのかお尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

家計急変世帯のカウントなんですけれども、令和3年度に住民税非課税世帯の方に給付金を差し上げておりますけれども、そのときに家計急変世帯が2件ほどありましたので、その後家計急変世帯ということでカウントしたのはありませんでしたので、2件ほどカウントしております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

この家計急変世帯というのはどういう世帯を言うのかお尋ねします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

令和4年1月から12月の収入が住民税非課税世帯相当に減少した世帯ということです。例えば、病気で仕事ができなくなったりとか失業をしたりとかした世帯でございます。

○6番（竹下泰信君）

住民税非課税世帯ではなかった世帯が住民税非課税世帯になった世帯ということですか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

住宅管理費についてお伺いをします。

パレットたらの定期検査報告書の作成が義務化されたとありますけど、これはいつ義務化をされたんでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この報告義務ですけど、建築基準法によって、一番最初は平成9年度からそういう建物についての報告義務が発生してございましたけど、そのときは対象が大きかったと。今回は平成28年度に実際またあってるんですけど、その改正があったときにうちのパレットたらについても該当するということになっていたんですけど、うちのほうを気づいてなかったということでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

この義務化をされた目的ですね。それはどういうものでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

本建物は特定建築物といいまして、大勢の不特定多数の者が出入りする建物とかを言うんですけど、そういうことについてその建物上問題がないとか、構造上とか、あと防火設備、あとエレベーターとか、そういうものについて問題がないかということについて、皆さんが利用するものですから、定期的に検査をして県とか国に報告するというものでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、これは今後どういうサイクルでされるのか。それとまた、パレットたらだけじ

やなくて、うちは住宅を幾つか持っておりますけれども、それらに関してはそういう決まりはないのかというのを伺いたしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

まず、今回改正になった分での対象建物が、住宅で言いますと5階以上で、かつ床面積が1,500平米以上となっておりますので、町内においてはパレットただけでございます。それと、報告義務につきましては、3年に1回、県のほうにうちのほうが行うようになっております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

義務化はもちろんですけど定期的にということですが、これを怠った場合に処罰とかそういうものまで付け添えられていますか、どうですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

すいません。義務化については聞いてるんですけど、処罰の内容については今勉強不足でございます。

すいません、失礼します。

○6番（竹下泰信君）

これは28万円の業務委託料になってますけれども、これは職員のほうで作成するということが不可能なんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この点検とかをするのは一級建築士または二級建築士か、そういう定期点検の資格者証を持った者しかできませんので、職員にはおりませんので、業者のほうに委託することにしております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

業者選定の方法はどうされているかお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

設計事務所とか建設業者でいいんですけど、今回特にパレットたらしということで、一番内容にふさわしい建築した業者関係から選定をしております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

今回1世帯当たり一律5万円を1,100世帯に給付するという事なんですけれども、5万円にされた根拠はどういったものがあるんでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

給付金の5万円についての御質問でございますが、これは国から5万円ということで提示がっておりますので、本町が決めたわけではございません。

以上です。

○1番（山口一生君）

国からの指導で5万円ということで理解をしました。

それで、この関連経費として当該事業実施に係るシステム改修委託料というので211万円というのがありますけれども、これの中身について教えてください。

○町民福祉課長（森川陽子君）

システム改修委託料の内訳ということでございますけれども、まずシステムの改修をする際に、基準日でその都度条件に応じた対象者を住基データのほうから一括抽出をしまして基本リストを作成いたします。その後課税情報とか扶養情報、また口座情報等のデータを反映させるということで、昨年度実施しました臨時特別給付金の基本リストから振込口座の情報の取り込みをいたしまして、基本リストへ一括更新をするための費用となっております。

以上です。

○1番（山口一生君）

この給付金関係でシステム改修というのが必ずセットになってきているというので今あつてと思うんですけれども、今後も細かいシステム改修というのはこういった別のターゲットというか、相手ですね。今回は非課税世帯、今回は例えば子育て世帯とか、いろいろ条件が変わるたびにシステム改修を町がしないといけないんでしょうか。それとも、国が全部そういった費用まで面倒を見てくれるということなんですか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

国の事業で行う分については国が全額負担をしてくれますけれども、町独自で行う給付金等については町が負担するという事になっております。

以上です。

○1番（山口一生君）

この町独自で行う分には町が負担をするということで理解をしました。そのシステムも素人から考えると対象を選んで、口座を選んで、金額を選べば自動的に業務が進むようなイメージもあるんですけれども、今のところはそういうふうになってないということで、システ

ムを頻繁に改修するというのも業務上の負担もあるかと思しますので、国のほうにももう少し使いやすいシステムを作っていただくなり、そういったところで国のほうにも言っていただけたらなと思しますので、よろしくお願いします。

○8番（江口孝二君）

すいません。住宅管理費の先ほどの答弁の中で、29年とかにするべきものを何のミスか知らんですけどしなかったということの答弁がありましたけど、それに対しては何か罰則等はありませんか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回の法改正によって定期点検を3年に1回行うようになっておりまして、一番最初が28年、28年はパレットたらはまだ建設前でございます。その次が平成31年、令和元年ですかね。そのときに報告をしなければならなかったんですけど、パレットたらが平成29年に建設されて30年から入居になっておりますけど、この法の中で建設後の1回目の報告については免除ということで、令和元年についてもうちのほうは報告しなくてよかったんです。今回の令和4年度についてが初めてうちが対象となっているんですけど、それをうちが気づかなかったもんですからこういうことになっております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

気づかなかったというだけで、これはほかのことに関しても言えると思えますけど、どういう理由で気づかなかったか。単なるミスなのか、分かっていたらあかし、あかしという言い方は悪かですけど、職務怠慢やったのか、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

気づかなかったということですけど、今回うちも県のほうに今月いっぱいまでに報告しなければならぬんですけど、そういったときに9月頃になって県のほうからいつまでに報告してくださいということがありまして、初めて気づいたんですよ。そいけん、そういうことについては勉強不足ということで、本来ならば当初予算で上げておくべきだったんですけど、うちのほうでそういうことが勉強不足で今回こういうことになっております。すいませんでした。

○8番（江口孝二君）

なぜそういうことを聞くかといいますと、今建設課、住宅関係の担当者は、課長が兼務されておられると思えます。そこら辺を考えて、人員が足りないのか、適切な配置ができていいのか。それは適切な配置ができていて今の状況だと思いますけど、そういうことがないように今後は対応してもらいたいと思えますけど、町長、いかがですか。

○町長（永淵孝幸君）

言い訳じゃないですけど、3年ごとに来るものですから、どうしても担当も忘れとったりとかという場合があります。だから、今度はこれは何年後にこの検査が入るとかということの後任にもきちっと事務引継をして、こういうミスがないような形を指導していきたいと、このように思っております。

そして、職員の少ないあれじゃないんですけど、建設課は結構ほかの課からの委託が多くあります。しかし、その中でも結構残業もあまりなくて、そして職員で一生懸命頑張っているような状況ですので、そういったことを含めて、忙しかったから忘れとったじゃないけませんので、今後引継ぎ等についてもぴしゃっと対応してこういうミスがないような指導をしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第53号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第53号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第53号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第54号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

ちょっとお聞きしたいんですけど、太良町の職員さんは佐賀県の町の中で上から高いほうなのか低いほうなのかという前議論をしたときに、低いほうからということを知っているんですけど、実際10町の中で何番目なのか、それを聞いてからまたします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

職員の給料の比較についてはラスパイレス指数というものがございますけど、すいません、今ちょっと手元に資料がございまして、太良町がその指数に応じた県内の何番目というのがお答えできませんで、後だって報告させていただきます。

○10番（川下武則君）

私もきちっとした記憶がないんであれですけど、前聞いたときに順位が下のほうから数えるほうが早いといいますか、そっちのほうだったというふうな記憶をしています。それで、その後に改正されたもんかどうか、そこら辺を伺いたかったといいますか。

というのが、ほかの市町村に負けないように、昨日も実は佐賀銀行さんの協賛でバルーンを上げたりとかそういうことも十夜市の前にされたんですけど、社会教育課の職員さんにしても職員さんたちが朝早くから準備をしてもらったりいろいろ頑張っているところを見たら、少しでもほかの市町村に負けないぐらいの給与も、生活給なんで、してあげたらどうかという思いがあって、今質問をしてるところです。

今議会では今日一日なんでちょっと分からないかもしれないですけど、次の12月議会でその順位とか金額等が分かれば教えていただければ幸いですと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御指摘の分については、すいません、12月議会で県内の順位というものを示させていただきます。先ほど後だってという答弁をいたしましたけど、12月定例議会のほうで報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第56号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第56号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

会計年度職員の方に対しての人事評価というのはあってるんでしょうか。もしあつてるとすれば何種類ぐらいの項目に分かれているのかお尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

人事評価の件でございますけど、当然に会計年度職員についても人事評価はございまして、職員と同じ段階で実施をいたしております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、専門職と一般の会計年度職員さんがいらっしゃると思いますけれども、その金額の違いですね。そういうのはあるんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

令和2年度の会計年度職員のスタートといいますか、その折に当然その方のライセンスとかの分は給料表に反映したところで、一般の事務の方と例えばケアマネの方とか、当然に給料表は違います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第56号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第57号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

一般会計補正予算書の9ページですね。企画財政管理費ということで10番の需用費から18番まで、物価高騰対策生活支援給付金事業というところの経費が計上してあります。これは先ほどの町長答弁によりますと、11月1日現在で住民基本台帳に登録されてる町民の方全員に1人当たり一律1万円を給付するというので説明を受けました。それで、財源については臨時交付金のほうから1,700万円を充当し、不足分についてはふるさと応援基金の繰入れ、また財調の繰入金で調整をしていると。それで、10番の需用費から18番の負担金補助及び交付金を足すと大体8,400万円ぐらいになりますけど、臨時交付金から1,700万円を充当すると。残りが大体6,700万円ぐらいになりますけど、ふるさと応援基金の繰入れと財調の繰入れ、これはどっちが幾らでどんぐらいになっているのか、まずそれから教えていただけますでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

ふるさと応援寄附金基金繰入金が6,730万円でございます。一般財源が21万7,000円でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それで、1人当たり一律1万円を給付するということですが、この給付方法につきましては例えば1万円の現金であったり商品券であったりいろいろな方法があると思いますけれど、これはこういった方法で給付する予定なのか、またそうした理由ですね。これはどうなっているのか、いかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

給付金額につきましては、御案内のとおり1人当たり1万円でございます。世帯主からの申請方式でございます。したがって、4人世帯の場合は世帯主さんに4万円が行くというような勘定で、今制度設計をいたしているところでございます。

申請期限につきましては、令和5年2月28日までに各世帯から申請をいただくというように形を考えておるところでございます。もし、申請期限を過ぎても申請いただかなかった場合は、辞退されたというふうにみなすような要綱設計をいたしてるところでございます。

なお、この1万円の金額は商品券ではなく、それぞれ現金を給付をいたす予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○7番（田川 浩君）

すいません。早口過ぎて給付のスケジュールが聞き取れなかったんですけど、そこだけ。給付のスケジュール、時間的なもの。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

申請期限は令和5年2月28日を期限とさせていただこうと思っておるところでございます。以上です。

○8番（江口孝二君）

今田川議員が質問されたとで関連ですけど、歳入のほうをしてみますと、交付金が4,358万6,000円ですかね。それで、提案理由で1,700万円を充当するとなっておりますけど、残りの2,658万6,000円、これはどのような扱いにされているのかお尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

1,700万円以外の分の充当先でございますけれども、現在実施中の原油価格・物価高騰対策支援事業の商工、農業、漁業、この3つにつきましてそれぞれ農業者には700万円、商工業のほうには700万円、漁業者には250万円を一般財源で充てた分をこちらの交付金のほうで充当をいたしまして、一般財源の節約を図っているところでございます。それ以外にも、こども応援給付金のほうにも1,008万6,000円を充当をさせていただいてるところでございます。以上です。

○8番（江口孝二君）

前回の全協の中で、確かに私がこの5万円とか3万円の話で足りない分はどうするのかということで、次の交付金が予定されておりますので、それで充当しますということは聞いております。ただ、今の答弁で、その分は一般財源で補充しとって、今回残りの2,658万6,000円は一般財源にするという解釈でよかとですかね。そこら辺は、財政課長、そういうことができるのかお尋ねします。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

先ほど企画商工課長から一般財源をとということでございましたけど、正式にはこれはふるさと応援寄附金基金繰入金でございます。それで、今回ふるさと応援寄附金基金繰入金をその分減額しているところでございます。その分についても、この補正予算の財源内訳のほうで御確認いただければ分かれると思います。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

頭の悪かけん分からんばってん、理解しとらんけん聞きよるっちゃんね。そしたら、要はそういうことができるということですね。交付金等で来たばってん、どこの課にも持って。今後のことがありますから私はお尋ねしているんですけど、そういうやり方ができるという解釈でいいわけですかね。

○町長（永淵孝幸君）

お見込みのとおりです。

交付金が足りない。やはり町民にこれだけ給付をしたいといったとき、交付金があつていろいろもろもろ差し引いてしてこれだけしか残ってないといったとき、給付する金額によって足らなかつたらふるさと応援寄附金とかこういったものを利用して町民に給付していくというやり方ですので、今後もこういった場合が出るかも分かりません。そういったことで御理解いただきたいと思います。

○8番（江口孝二君）

それで足りない部分はふるさと納税から充当すると、言うことは分かるわけですよ。ただ、その後に入ってきた分をふるさと納税に歳入として入れることは可能かということをお聞きしております。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、地方創生臨時交付金、国からの交付金ですけど、これについては当然使い道が決まっています。それに合った事業に充当するならば、こういった今回のように年度途中の財源組替えも可能となっております。

それで、ふるさと応援寄附金繰入金に直接繰り入れるというのは、この交付金の性質上、基金に積んだりではできませんので、そこはできないようになっております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

一般会計の補正の11ページのこととお伺いをしますが、一番上のほう、個人番号カード交付事務職員の報酬として、これはマイナンバーカードの作成の報酬ですかね。まず、それからお伺いしますが。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

会計年度職員さんの報酬となっておりますので、通常の職員の分ではなくて、会計年度任用さんの給料でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それで、何人かはちょっと分からなかったんですけど、マイナンバーカードが県下で一番最低の作成率の太良町なんですけど、これで幾らか増えてるんですかね。まず、その辺からお伺いいたしますが。

○町民福祉課長（森川陽子君）

マイナンバーカードの申請率なんですけれども、今現在県内で11位となっております。大分頑張ってもらって町民さんのほうにも協力をしていただいて、申請段階で最下位から今現在20市町のうち11位ということになっております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

11位になったら大分頑張られたと思うんですが、このマイナンバーカードを作って作った人がどのようなメリットがあるのか、どこでどういうふうに使えるのか。私もずっと前から作ってるけど、一遍も使ったことはありません。その辺を住民さんたちがどういうふうに理解されてるのか、私も全然理解しておりません。うちの町でどこで使えるのか。ただ、nanacoカードを作ったぐらいなものですよね。それで、太良病院でもこの前使ってよいかいと言ったら、次にですねと言ってから、まだこれも使っておりません。だから、医療機関にしては来年の4月あたりで義務化になるというふうなお話を聞いておりますが、今後どのような利用価値が出てくるのか、その辺をお伺いいたします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

利用価値についてなんですけれども、現在保険証として使えるようになってきております。太良病院ではもう既に利用できるということなんですけれども、今後ほかの病院等でも利用できるように機器等を整備されることとなっております。あと、運転免許証ですね。これが再来年度あたりに実際利用できるということになっているようですので。あと、またいろいろコンビニ交付とか再来年度あたり、太良町のほうも整備していく予定でございます。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

すいません。ちょっと補足しますけど、私は先週上京した折にこのことを聞きました。それで、マイナンバーカードの取得率を上げろ、上げろと言われるばってんが、カードを作ったメリットというところが今のところ見えてこんど。そして、我々地方にとってはますますメリ

ットが見えんと。というのが、高齢者とか何かが多いところにポイントをあげるからとか、そのポイントはどこでも使われんとか、そういったことがあってなかなか進みづらいと、取り組みにくいというふうなことを申し上げました。

それで、今後は免許証にも利用できますとか保険証にも利用できますとか、保険証も全ての病院ででけんじゃなかねと。まだそういったシステムが入ってないところはでけんでしょうと。そして、テレビとかコマーシャルではどこでも利用するごたることば言いよるばってん、実際にけんじゃなかねと。そこら辺をもっと国のところできちっと整理をして、そして町村にもやってくれんと、末端の我々は困っておりますよというようなことを申し上げておりますので、それは早急に国のほうで今後のマイナンバー利用については市町村にもこういった形で利用できますと、そしてぴしゃっと各施設とかにも免許証とか保険証とかほかのものもできるとすれば、そういった施設にもちゃんと許可じゃないですけども、利用できるところは確約した上で市町村に流してもらわんと困りますよというふうなことを申し上げてきましたので、そこについては早急に対応しますよというようなことで、まだ国のほうもぴしゃっと決まったらん部分もあるわけですよ。ですから、再度担当のほうにもそういうもろもろが流れてきたら、町民さんにもPRをして、取得向上に努めたいと。

それで、先ほど取得率を聞きましたところ、大体三十何%で佐賀県の最低やったとですけど、11月の何日ぐらいやったか、64%ぐらいまでに申請率はいつているというふうなことを受けておりますので、そういったことで職員含めて町民の皆様の協力を得て、何とか取得率も上がってきたというふうな状況でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

先々ではメリットが出てくるようなお話でございますが、保険証、免許証等々と一緒になった。それを紛失した。その場合、何か代用品をすぐもらえるのか、その辺のお話がどのように進んでいるのかですね。多分なくした、どうすればいいのかと、そういう問題はたくさん出てくると思います。その辺の対応が今できてないのならば早くできるようなシステムをつくっていただいとかないと先では困ると思うんですが、その辺は今考えられておられますか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

議員おっしゃるとおり、紛失した際のカードの再交付なんですけれども、現在あまり早くできていないということなんです。2週間以上かかるということをお聞きしております。ですので、今後国のほうもいろいろ検討して、早急に改善されることと思います。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

先ほどのマイナンバーカードのことなんです、県内11位と大変頑張っておられるという

のはよく分かりますが、ある方が9月の初めに役場のほうに来て、写真等を貼り付けて役場のほうから郵送するといいますが、どこに郵送するのか分かりませんが、それから1か月たってもマイナンバーカードができましたよという通知が来ずに、その後にメールで写真に不備があったということで、随分時間がかかったわけですが。

それで、私はここに来て係の方に聞きましたら、そういった書類等、写真も含めて不備があった場合に、その情報というのは役場のほうで把握してますかということを探ねましたら、それはしていませんと。それで、申請者は、当然お手伝いという形かもしれませんが、役場のほうからこうやって袋に入れて投函してもらおうと。ということは、何かあった場合は役場のほうからでも通知が来るやろうというふうに思うとつたら、それは全然ないと。

ということは、役場、行政のほうは封筒に入れて送ったらそれっきり、後は分からないということだと思ふわけですが、それは国とのやり取りの中である程度そういった情報もいち早くキャッチしとかんばいかんと思うとですよ。そして、お客さんにも知らせる。当然送付先のほうから不備がありましたよ、あなたはここが悪いですよという通知がメールか何かで来るけん分かりはするでしょうけど、物すごい時間がかかって。その辺の情報の共有というのは、お手伝いだけじゃなくて、できんもんですか。どうでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

写真の不備ということでございますけれども、本町のほうに国のほうから写真で誰の分が不備だったという情報は来ておりません。ですので、本人様に直接行っているようでございます。そういったところも国のほうに要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

達成しよう、達成しようというその努力は分かるんですが、時間がたち過ぎる。1か月以上たってもカードができましたと通知が来ない。来たのは不備でしたと。どうもその辺がかなりかかり過ぎですね。それと、来た人は、お手伝いでしょうけど役場のほうからしていただいたけん、当然そういった情報も役場さんは分かって通知ももらえるやろうと思うとと思うとですね。その辺はもっと綿密な内容の交付応援作業であってほしいなと思いますが、どうですか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

顔写真等を役場のほうで撮られた際に、顔写真はなるべく通るように撮ってはおりますけれども、御自身で持ってこられた写真が背景が白地じゃなかったり柄がついてたり、あと帽子をかぶられてたり、そういった場合がどうしても不備ということで国のほうから返ってきているようです。そういった場合、役場のほうではどうしようもなく、再度申請をしていただくということを御案内しているところです。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

実は、このマイナンバーカードの取得率が悪ければ地方交付税を減らしますよという国の話があったわけですね。ですから、うちも何回となく、本当に防災無線でやぐらしかにやというぐらいマイナンバーカードの取得率について放送したわけです。それで、三十何%が64%ぐらいにぼんと佐賀県でも上がって、ほかの市町からも太良町は何かしよるとねというふうなことを聞かれたと、担当が言うごとですね。それで、とにかく作ってもらおう、作ってもらおうが先決というふうなことで職員も頑張ったもんですから、部分的にはサービスの低下じゃないですけども、そこら辺の説明が不十分だったりとかということもあったかと思えます。

それで、今回私がまた行ったとき、先ほど言いませんでしたけれども、国にそういった地方に脅しをかけたようなことを言うたらいかんと。あんたたちがもっとマイナンバーカードを作ればこぎゃんメリットがあって、こぎゃん使われるとよということをぴしゃっと説明するような情報を市町にくれれば、さるっとたいねと。そいけんが、ある国会議員の先生が私がちょうど帰りに飛行場におったら電話をかけてきて、マイナンバーカードでそういう文書が来るとですかと。文書も来とるばってんが、新聞、マスコミでも載りましたよと。ですから、そういったところはあなたたち国会議員の先生たちがしっかり地方のこういう田舎はそういうあれじゃ高齢者が多いところはなかなか厳しいというようなことを考慮してやってくれんと、それを脅しんごとして交付税を減らしますよとかなんとかと言うとはまだ早かつちやなかですかというようなことを言いましたら、それは分かりましたって、しっかり私たちもやりますというふうなお話は聞いております。

そういったことで、職員の対応、事務的な説明が不足した分は、それは今の状況ではなかなか厳しかつちやなかかなと思えますけれども、今後はそういう情報が来れば、町民の皆さんにもマイナンバーはこういう利用ができますとか、こういうメリットがありますとかというふうなことを知らせるような指導はしていきたいと思えます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

関連ですけど、今写真の話が出ましたけど、窓口を見てますと、乳幼児を親御さんが連れてきて申請されていると思えますけど、その子供は成長とともに顔、形も変わってくるけんですよ、そこら辺は何年かという期限があるのか、そのまま申請したときのままでいくのか、そこら辺はどのようになってるかお尋ねします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

乳幼児につきましては、顔が相当変わりますので、5年越しに更新をしていただくという

ことになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第57号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第7号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第58号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第58号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第59号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第59号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第60号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第60号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第61号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第61号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第5回太良町議会（臨時会第2回）を閉会をいたします。

午前10時32分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 松 崎 近

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信